

広島県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和三年三月十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	医療法人社団た かし会 尾鍋外 科病院	広島市中区国泰寺町 一丁目9番12号	名称	医療法人せいわ会 広島中央リハビリ テーション病院
			所在地	広島市中区平野町6 番24号